

# 令和4年あきる野市農業委員会 9月総会議事録

令和4年9月26日（月）午後1時30分、令和4年あきる野市農業委員会9月総会は、あきる野市役所5階、503会議室において開催された。

出席した農業委員は次のとおりである。

甲野富和、堀江建夫、大福哲也、唐澤啓治、長濱一郎、本郷朝次、橋本和夫、笹本善之、小川金二、栗原剛、嶋崎三雄、田中克博、平野久雄、山崎勇

出席した農地利用最適化推進委員は次のとおりである。

松村敏郎、小田川篤雄、野崎忠、宮崎恒雄、田中英雄

出席した事務局職員は次のとおりである。

事務局長 青木邦彰 ・ 事務局次長 藤島和彦 ・ 事務局 金澤知行、森川朋紀

## 議事日程

- |       |  |
|-------|--|
| 第1号議案 | 相続税の納税猶予に関する適格者証明について                    |
| 第2号議案 | 農地法第3条の規定による許可申請の許可について                  |
| 第3号議案 | 相続税の納税猶予に係る農地等の引き続き農業経営を行っている旨の証明について    |
| 第4号議案 | 生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明について                  |
| 第5号議案 | 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について |
| 第6号議案 | 生産緑地指定申請に伴う農業委員会の意見について                  |
| 第7号議案 | 生産緑地変更申請に伴う農業委員会の意見について                  |

開会 午後1時30分

(事務局長) それでは定刻となりましたので、始めさせていただきます。毎週のように週末に台風が発生して、あきる野市に今のところ大きな被害はございませんが、今後も非常に心配をしているところでございます。また、今週水曜日にあきる野市担い手総合支援協議会を開催することになっておりますが、認定されればの話ですが、またここで1名の新規就農者が誕生することとなっております。女性の若手農業者ということで、初めてのパターンになりますので、認定されましたら農地の貸し借り等で皆さまにご協力いただくことがあると思いますので、その時にはぜひよろしくお願いいたします。それでは、ただ今から、令和4年あきる野市農業委員会9月総会を開催いたします。初めに甲野会長からご挨拶をお願いいたします。

(会長) 皆さま、こんにちは。午後のお忙しいところ総会にお集まりいただきまして、ありがとうございます。新型コロナもようやく患者数が減ってきてまして、落ち着きつつあると思うのですが、油断はできないので、皆さま体にはお気を付けください。また今、話がありましたように、台風の影響で最近ずっと雨だったものですから、畑など遅れていまして、今日はかなりの人が草退治をしているところを見掛けましたが、そんな雨が続いた中で、今日みたいにカラッと晴れる時に、本当に貴重な時間をこの総会で割くというのは申し訳ないと思うのですが、今日は案件がかなりありますので、皆さんの活発なご議論とともにスムーズな議事の進行にご協力をいただきまして、速やかに終われることをお願いしたいと思います。では、よろしくお願いいたします。

(事務局長) ありがとうございます。続きまして、諸報告並びに署名委員の指名をお願いいたします。

(会長) はい。諸報告、9月15日、木曜日に開催された「西多摩地区農業委員・推進委員研究会」に私と委員3名、事務局1名の計5名で参加しました。諸報告は以上です。本日の署名委員は平野委員と山崎委員になります。よろしくお願いいたします。

(事務局長) それでは議事に入る訳でございますが、議長につきましては、あきる野市農業委員会会議規則第4条の規定により、会長が議長となっておりますので、会長、よろしくお願いいたします。

(議長) はい。本日の出席委員は農業委員14名、推進委員5名の合計19名となります。農業委員過半数の出席がありますので、総会を開催します。それでは議事に入ります。第1号議案、番号1についてですが、こちらはご本人様とご息様ををお呼びしている案件となります。まずは事務局、説明願います。

(事務局次長) はい。それでは、議案書1ページ目をご覧ください。第1号議案、相続税の納税猶予に関する適格者証明について。次のとおり被相続人及び農地等の相続人は租税特別措置法第70条の6第1項に規定する適格者であることを証明する。令和4年9月26日提出。あきる野市農業委員会、会長、甲野富和。

**(第1号議案・番号1 朗読)**

以上でございます。

(議長) 続きまして、番号1の淵上分について、担当の本郷委員、説明願います。

(本郷委員) はい。9月20日に事務局2名と嶋崎委員の合計4名で現地調査をいたしました。場所につきましては、9ページをお開きください。

(現地案内図 説明)

当該地〇〇〇-〇の畑にはオクラ、ナスが栽培されており、ハクサイも植え付けられておりました。その他は良く耕耘がなされておりました。以上です。

(議長) 続きまして、番号1の秋川分について、担当の田中克博委員、説明願います。

(田中克博委員) はい。同じく9月20日、笹本委員と事務局2名で現地調査に行っていました。地図は10ページをご覧ください。

(現地案内図 説明)

畑には現在、ネギが4ベツト、ジャガイモが2ベツト、ダイコンが2ベツト作ってありました。こちらの畑は私も普段から良く通るのですが、草だらけになるということはないのですが、作付けの間隔がいつも大体トラクターが入るぐらい、間が空いて作付けしてあったり、約●反歩ある畑なのですが、全体を作付けしているというよりは、通路が多く取られているようなところがあるので、今後猶予を受けることになりますので、その辺の年間を通しての作付けというのは、今と同じような間隔を広く取ったような作付けでいいのかどうかというのが、ちょっと皆さんでご審議をよろしくお願ひいたします。場所としては本当に市街地で、畑として残してくれらというのはとても有難いと思うのですが、適用に当たって、ご審議の程よろしくお願ひいたします。

(議長) はい。ただいま、事務局と本郷委員及び田中克博委員から説明をしていただきましたが、何かご質問ございますでしょうか？

(笹本委員) 事前に確認したいのですが、先月の案件でもありました、耕耘だけして作付けをしていない畑の猶予に関して、一応規程上はきちんと作付けをしなければいけないのですか？という話を現地でも事務局としたのですが、公式な見解としてどうなっているのか、確認したいなど。

(事務局) 作付けについては、例年行っている納税猶予のパトロールについては、耕耘をしていて、作付け準備ということであれば大丈夫というような形です。適格者となると改めて納税猶予をかけて、畑をこれからやっていくという宣言にもなりますので、今まで耕耘しかしていない畑で納税猶予の適格者を受けるといのはどうなのかなと思いますので、その辺り今後の作付け計画とか、そういったところをお話いただいて、適格者に該当する人なのかどうかを、委員の皆さままでご判断をしていただければと思います。

(笹本委員) ということは、猶予を受けている畑を作付けしないで準備中です、というのは大丈夫で、今回はその人自身が畑をやるという覚悟をきちんと見るに当たって、何を作るかは示してもらわないと困りますよ、というところですよ？

(事務局長) 今回は納税猶予の畑の管理というよりは、その方が納税猶予を受ける適格者かどうかの審査になりますので。

(笹本委員) 畑の肥培管理の規程とはまたちょっと違ったところの？

(事務局長) 今回の案件は違ってきます。いずれしろ、今後の3年ごとの証明とかもありますので、その辺の計画も含めて審議は必要なのかと思いますが、今回は本人ができるかどうかという判断になりますので、よろしくお願ひします。

(笹本委員) はい、分かりました。

(議長) 他にご質問ございますか？

(橋本委員) これはちょうど自分の畑のすぐ隣の方がやっておられて、〇〇〇〇さんは膝を痛めて、車の運転もできなくて、息子さん夫婦がお母さんを連れて来ているので、今、お母さん1人ではなかなか、農機具を積んでという作業はちょっと難しいようなので、息子さんが一緒に来ています。現状でしたら肥培管理はできていると思うのですが、自宅前には作った野菜の直売の棚があって、それを使って、秋川の畑は柵間が広いなという感覚はありますので、そこはちょっと心配です。

(議長) 今のお話ですと、直売所、ファーマーズセンターの会員ではないということですか？

(橋本委員) そうです。牛屋だったんです。

(議長) あ、じゃあ、自宅の前で売らざるを得ないという・・・他にご質問ございますか？

(嶋崎委員) 参考意見ですが、私が以前担当で坂本さん達と時々見させてもらったのですが、その頃も始めからあそこは広く作ってありましたね。ネギやイモを作ってありましたけど。かなり広い作付けの仕方でしたね。

(小川委員) 大分広く作付けしてあるけどね、今もすごく良い物ができているんですよ。あの広さで草も作らないで何とか頑張ってもらえてるという部分については、良いのかなと思うんですけど、受ける方が年齢的に私より上なものだから、息子夫婦が頑張ってくれるという意思表示をこれからされると思うんだけど、そこで何とか農地を守るという立場で頑張ってもらえれば。今、田中克博委員が何種類か作付けの状況を説明してくれたけど、もうちょっと作付けの間隔を狭くして作物を作ってもらえるのか・・・あんまり作っちゃうと処分に困るという部分もあると思うんですよ。ファーマーズセンターに入ってないとなるとね。その面でどうなのか、本人に聞いてもらった方がいいのかなと思いますね。

(議長) はい。今、お母さんの〇〇〇〇さんと息子さんに来てもらっていますので・・・。他にご質問ございますか？それではお呼びしますので、よろしく願いいたします。

(〇〇〇〇氏・〇〇△△氏 入室)

(議長) 本日はお忙しいところご足労いただき、ありがとうございます。

(〇〇〇〇氏) よろしく願いいたします。

(議長) 早速なのですが、今までの営農状況と今後の作付け計画など、簡単で結構ですので、お話いただきたいと思います。

(〇〇△△氏) はい。今回生産緑地の納税猶予として申請する2筆でございますが、まず自宅の前については今現在もそうなのですが、やっぱり家の前ということで、夏野菜はナス、キュウリ、身近に毎日採りに行けるような物、冬は葉物を中心に、あとキウイ棚を設置して、自宅の前という地の利をいかしまして、様々な物を作っていこうと思っております。もう1つ、秋川の畑ですが、今までちょっと父が晩年体を壊してしまっていて、ちょっと作付けが大分落ちてしまっていて、今、植えているのはカブネギを4柵植えていたのですが、今後作付けは増やしていこうと思っております。今、ダイコンを試しに2柵とナバナとかを試しに植えて、今後もサトイモとか、根菜を中心に作付けの方を増やして、収穫量を増やしていこうと思っております。以上になります。

(議長) はい。ご本人達の説明が終わりました。何かご質問ございますか？

(田中克博委員) 瀬戸岡の田中と申します。よろしくお願ひします。私も現地調査に行かせていただきまして、あの辺は市街化で周りは家や商店がある所で、貴重とも言える畑を残そうとしていただいて、ありがとうございます。それで、先ほどお話もありましたけれども、私もよく秋川の畑の前は通るのですが、1年を通して草等で覆われるということは見られないのですが、作付けの間隔が結構、トラクターが通れるぐらいの幅があったりして、そこが気になる場所だったので、先ほどもおっしゃっていましたが、これからサトイモだとか、作付けを増やしていくということだったので、納税猶予の書類を出されている時に作付け計画も一緒に出されていると思いますので、1年を通して畑全体を使っていく、農業経営を継続するという意味の猶予の適用になると思いますので、今後もきれいに有効に活用していただくよう、よろしくお願ひいたします。

(〇〇△△氏) はい。ありがとうございます。

(議長) 他にご質問ございますか？

(小川委員) 小宮久保の小川と申します。今日はご苦勞様です。私も秋川の畑の前は良く通って、1週間に2、3度通るのですが、ネギも立派に上手に作って、いいなと思っていました。ですが、柵間がちょっと広いかなという感じなので、今、頑張ってもらえるという決意表明もあったので、農地を守る立場では頑張ってもらいたいと思います。他の物も作ってもらって、秋川の農業の担い手として頑張ってもらえればと思います。あの、1つお伺ひしたいのですが、今回申請は2筆ですが、まだあといくつか筆があると思うのですが、そちらの方の肥培管理というのは大丈夫なのでしょうか？

(〇〇△△氏) それ以外の畑の方は今、メインでやっているのは、●●の前の畑などは長ネギとか、ダイコンやニンジン、サトイモも今そちらで植えていまして、どうしても、秋川の畑が一番植え付けが少ないような状態になっていますので、そちらも連作にならないようにローテーションしながら全部の畑をうまくやっていこうかなと思っています。

(小川委員) 頑張ってください。

(議長) 他にご質問ございますか？

(栗原委員) 栗原と申します。今回相続人が奥様ということで申請されておりますけれども、失礼ですけれどもご高齢ですので、ご家族、息子さん含めてご家族で、という形になるかと思うのですが、ご家族の方がどの程度農作業に従事するお時間があるのかとか、そういったところをちょっとお聞かせ願えればと思うのですが。

(〇〇△△氏) 実際、母と今、一緒に住んではないのですが、私は週に1回来ていますけれども、それ以外姉が3人いるのですが、今現在、近隣に2人姉がいますので、姉も一緒に手伝っているような状態で、私と姉2人で今までも父を助けながらやってきましたので、今後も同じような形でやっていこうと思っております。

(栗原委員) 分かりました。ありがとうございます。

(議長) 他にご質問ございますか？

(笹本委員) 草花の笹本と申します。よろしくお願ひします。今の話を聞かせていただいて、労働力がちょっと女性に偏っているようですので、女性ですと重たい物も難しかったり、作業時間が取れないようでしたら、イモとか置いておける物などが有利になるのかな、と自分の中で考

えていたのですが、やっぱりそういったところで、おそらくご自身が一生懸命考えてくださった作付け計画、そのままうまくいくかというとなかなか難しいと思うので、そこはきちんと精査しながら徐々に頑張っていたいただければ嬉しいなと思います。一応皆さんに言っているのですが、畑を残していただいたのはすごく有難いことで、ましてやあれだけの場所にきれいに維持もしてくださっていた、そういう畑で万が一労働力的に全面使い切るのが難しいなんていう場合でも、貸借というのも一応選択肢にありますので、自分で作れない、どうしようと悩むことがありましたら、ぜひ役所等に相談して、誰かやってくれる人探せませんか、なんていう相談もお願いいたします。

(〇〇△△氏) はい。ありがとうございます。

(議長) 他にご質問ございますか？

(嶋崎委員) 嶋崎と申しますが、結構な面積で、これから猶予地として管理、生産していくとなると、かなりの量の作物ができてしまうと思うのですが、その処分は自給だけで処分できるかどうか、やっぱり猶予地として有効に活用するとしたら、それぐらいの規模になってしまうと思うんですよ。その辺の将来の考え方は？あんまり作りすぎて嫌になっちゃったなんて言うのが困るのでね。その辺を含めてちょっとお考えをお聞かせ願えればと思うのですが。

(〇〇△△氏) はい。一応自宅の前でも無人販売を行っておりまして、父の生前の時も●万円ぐらい売れていますので、根菜とかジャガイモなんかは、昔、家が牛を飼ってまして、牛舎の跡にそういった物を貯蔵しながらそれを売っているような状態になっていて、なるべくせっかく作った物を処分しないように、姉弟でも食べながら、食べきれない物はなるべく売って、収益に上げたいと思っています。

(嶋崎委員) そうですね。ぜひ頑張っていたきたいと思います。

(議長) 他にご質問ございますか？・・・よろしいでしょうか？では、今日はどうもお忙しいところありがとうございました。

(〇〇〇〇氏) どうもありがとうございました。失礼します。

(〇〇〇〇氏・〇〇△△氏 退室)

(議長) それでは、ご質問はよろしいでしょうか？・・・これから採決に入りますが・・・。

(橋本委員) いいですか？今、ちょうど嶋崎さんと同じことなんですけど、自宅前に昔からの直売所がありまして、スペースがこのテーブル1つぐらいの大きさの物で、ただ、作っても売り切れるかどうか、相当困るよ、とは□□さんも言ってたんですけど、笹本さんの言うように貯蔵できる物など、いろいろ考えながら作付け等やっていっていただければ有難いなと思います。以上です。

(議長) 他にご質問ございますか？・・・あの、適格者は今回奥様なのですが、適格者を判断するに当たって家族を考慮に入れて良い訳ですよ？

(事務局) そうです、はい。

(議長) はい。それでは採決に入ります。ご質問はないですね？

それでは、ないようですので、〇〇〇〇さんは相続税の納税猶予に関する適格者であることに、ご異議ございませんか？

(全委員) 異議なし。

(議長) では、異議がないようですので、証明することにいたします。続きまして、第2号議案、収受86について、事務局、説明願います。

(事務局次長) はい。議案書2ページ目をご覧ください。第2号議案、農地法第3条の規定による許可申請の許可について。農地法第3条の規定による次の農地の権利移動についてはこれを相当と認め許可するものとする。令和4年9月26日提出。あきる野市農業委員会、会長、甲野富和。

**(第2号議案・収受86 朗読)**

以上でございます。

(議長) 続きまして、収受86について、担当の本郷委員、説明願います。

(本郷委員) はい。場所につきましては、11ページをお開きください。

**(現地案内図 説明)**

まず〇〇〇-〇につきましては、植木が3柵ぐらい植えられており、空いている所にはユンボが端に置いてありまして、耕耘した跡がございます。南側には新しいビニールハウスがありますが、何も作った様子はありません。嶋崎委員さんによりまして、2年ぐらい前に作られていたそうです。△△△-△につきましては、サトイモ、ゴーヤ等が作られておりました。□□□-□につきましては、おそらく圏央道かその側道の道路買収の残地だと思っております、〇〇〇-〇同様にユンボで耕耘されておりました。以上です。

(議長) はい。ただいま、事務局と本郷委員から説明をしていただきましたが、何かご質問ございますか？

(嶋崎委員) では、参考に。私も一緒に現地調査に行きましたが、この場所はちょうど見に行く1週間ぐらい前までは草がひどい荒地でした。見に行った時にはユンボで引っかき回して、ハウス以外の場所は植木だけが残されて、そういう状況で、今まではほとんど耕作されていませんでした。以上です。

(議長) 他にご質問ございますか？・・・この●●●●は自宅でやっているのですか？

(事務局) 自営業と聞いております。

(議長) じゃあ、本人は常に・・・

(事務局) ご本人は常に動ける状態ではあると聞いております。

(議長) 若いですからね。ぜひやってもらって。他にご質問ございますか？

(笹本委員) あの、世帯内贈与の場合は特に面積要件とかは関係ないんですよね？

(事務局長) あ、関係あります。家族内で面積要件を満たしていないといけません。

(笹本委員) その場合、同一世帯なら大丈夫なのですか？それとも、共同経営みたいな感じで一緒に農業をやっているから大丈夫になるのですか？それがちょっと分からなくて。

(事務局長) 2親等までは、離れて住んでいても、一緒に住んでいても、大丈夫です。

(笹本委員) 別にもう、離れて住んでいて、本人は全然関係ないサラリーマンをフルでやっても、世帯内贈与ができるんですね？

(事務局長) その方が農業をやれるということであれば。

(笹本委員) なるほど。で、農業(●●●●)という申請になっているんですね。

(事務局長) 農地を守るために、毎年控除が使えると思いますので、いっぺんに相続税が出ないよ

うに徐々に渡していく方とかも、結構定期的にいらっしゃいますので、そんな形なのかなと。

(議長) 贈与を受けるに当たって誓約書を書いていますよね？

(事務局) はい。もらっています。

(議長) きちんとやります、という誓約書を、必ず。

(事務局) 通常の3条と全く同じです。

(笹本委員) 今回は●●●●だけど、自営業なので農業をやる時間は十分取れるという判断をした、ということですね？

(事務局) そうです。

(笹本委員) 分かりました。

(議長) 他にご質問ございますか？

(小川委員) いいですか？今回の申請の内容ですが、こういう風にやりますという内容を教えてもらいたいのですが。

(事務局) 作付け計画とかでしょうか？そちらも教えていただいております、〇〇〇〇さんは馬鈴薯だったり、ハウスの方ではナスやピーマンをやりたいとおっしゃっています。

(議長) まあ、ここで判断するのは、受ける方が農業を本当にやるので私は頑張りますという誓約書を書いて、その方に対していいのかという判断をしていただく。この受ける方の判断というか。一応誓約書を書いていただいて、やりますということを信用しつつ、それで、この受ける方が将来できていないようだったら、それは指導しかないと思うのですが・・・。

(事務局) 場合によっては、ここの許可を得る段階で必ずちゃんとやってもらうようにという話をして渡すとか、そういう形しかないのかなと。いずれにしろ、調整区域の農地ですので農業をちゃんとやってください、と言わないといけないと思いますので。

(議長) そうですね、ほんとに。今後やらなければ後で指導等、いろいろありますということですね。

(田中克博委員) あの、今回ということではないのですが、3条で所有権移転する場合、この間も●●の人が来ていましたけど、他の市町村の人はここにお呼びする訳ですよね？それで、市内の人は呼ばないということですか？

(事務局) はい。

(田中克博委員) 市内なら誰でも呼ばない？

(事務局) 必要に応じて、この人は呼びたいという意見が委員さん等からありましたら、市内の方でもお呼びする場合もございます。

(田中克博委員) 分かりました。

(議長) 他にご質問ございますか？・・・よろしいでしょうか？

それでは、ないようですので、収受86について、農地法第3条の規定による許可申請の許可については、これを相当と認め、許可することにご異議ございませんか？

(全委員) 異議なし。

(議長) 異議がないようですので、許可することに決定いたします。続きまして、第3号議案、番号1について、事務局、説明願います。

(事務局次長) はい。それでは、議案書3ページ目をご覧ください。第3号議案、相続税の納税猶予に係る農地等の引き続き農業経営を行っている旨の証明について。次の申出について、相続



税の納税猶予に係る農地等の引き続き農業経営を行っていることを証明する。令和4年9月26日提出。あきる野市農業委員会、会長、甲野富和。

**(第3号議案・番号1 朗読)**

以上でございます。

(議長) 続きまして、番号1について、担当の笹本委員、説明願います。

(笹本委員) はい。地図の12ページをご覧ください。20日に田中克博委員と事務局2名と現地調査に行っていました。

**(現地案内図 説明)**

こちらは自宅と隣接している圃場になっております。当日現地を確認しましたところ、東側の半分は作付けをしている場所と、果菜類の残渣がまだ片付けが終わっていない状態の場所で、西側半分は何も作付けしていない状態で、作付けをしていない所は膝丈ぐらいの草が生えている状態で、作付けをしてある場所だけ草の処理がされている状態で、少し手入れが行き届いていないのかなというところだったのですが、別の圃場で、私の畑の北側を〇〇さんは耕作されているのですが、そちらも草が最近ひどくてですね、どうも姿を見ないので、体調を悪くされているのかなと思っていたのですが、事務局が確認してくださったところ、ここしばらく体調不良で農作業ができない状態だったということでした。お薬の影響でなんとか動ける状態になったので、草刈りを徐々に進めているということで、最新の写真を見せていただいたところ、草だらけだった所も3分の2ぐらいは草が刈られているような状態になっております。ご本人もつい昼前ぐらいに道ですれ違ひまして、元気に車を運転されていまして、これからきれいにしていただけるんじゃないかなと思います。以上です。

(議長) はい。ただいま、事務局と笹本委員から説明をしていただきましたが、何かご質問ございますか？・・・よろしいでしょうか？

それでは、ないようですので、〇〇〇〇さんは、引き続き農業経営を行っている旨を証明することに、ご異議ございませんか？

(全委員) 異議なし。

(議長) 異議がないようですので、引き続き農業経営を行っている旨を証明することに決定いたします。続きまして、第4号議案、番号1について、事務局、説明願います。

(事務局次長) はい。議案書4ページ目をご覧ください。第4号議案、生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明について。次の申出について、生産緑地法に係る買取申出に伴う農業の主たる従事者の証明に関する事務処理規程第5条第1項の規定に基づき証明する。令和4年9月26日提出。あきる野市農業委員会、会長、甲野富和。

**(第4号議案・番号1 朗読)**

以上でございます。

(議長) 続きまして、番号1について、担当の笹本委員、説明願います。

(笹本委員) はい。地図は13ページをご覧ください。こちらも同じく20日に、田中克博委員と事務局2名の4名で現地を確認してまいりました。

**(現地案内図 説明)**

この〇〇さんなんですけれども、圃場を3枚所有しておりまして、今回〇〇〇-〇だけ解除を

するということで、他の2枚は継続して息子さんとお孫さんが管理をしているようなのですが、〇〇〇ー〇に関しては、少し手を入れなくなってから時間が経っているのかなというような状態になっておりました。ただ、年単位で放置されているような様子はないのですが、すぐに使えるような状態になってないので、しばらく経っているのかなということなんですけど、今回申請をするきっかけになった●●というのが、詳しくは事務局の方から●●の経緯を解説していただくかなと思うのですが、今年の3月だそうなんです。で、それ以前にも奥さんが亡くなられて1人で作業するのが大変になってきてどうしようか、といったところでの●●ということで、前々から限界は感じられていたということで、1年まではいかにしても半年からそれ以上の期間はもうできない状態になっているということで、現状しょうがないのかなというような判断を我々はしました。以上です。

(議長) 続きまして、診断書が提出されておりますので、事務局、説明願います。

(事務局) はい。それでは今回、合計2枚の診断書が提出されておりますので、順々に読ませていただきます。

**(診断書2枚 朗読)**

以上でございます。

(議長) はい。ただいま、事務局と笹本委員から説明をしていただきましたが、何かご質問ございますか？・・・よろしいでしょうか？

それでは、ないようですので、番号1について、〇〇〇〇さんは、農業の主たる従事者であったことを証明することに、ご異議ございませんか？

(全委員) 異議なし。

(議長) 異議がないようですので、証明することに決定いたします。続きまして、番号2について、事務局、説明願います。

(事務局次長) はい。

**(第4号議案・番号2 朗読)**

以上でございます。

(議長) 続きまして、番号2について、担当の野崎委員、説明願います。

(野崎委員) はい。第4号議案、番号2の現地調査について、報告をさせていただきます。14ページをお開きください。9月20日に堀江職務代理と事務局2名と私で、現地を調査いたしました。

**(現地案内図 説明)**

凹型になっている畑です。〇〇〇〇さんは●●●●店を経営していて、申請者の〇〇△△さんは弟さんなのですが、2人で●●●●店を行っておりました。体調を壊されまして、それまでは●●●●業の間に畑に来て〇〇〇〇さんが農作業をしている姿を見かけておりました。このことから〇〇〇〇さんは農業の主たる従事者であったと言えます。また、現在は弟さんの〇〇△△さんがサトイモ、サツマイモ、ネギ等を全面的に作付けされておりますが、このたび申請をいただいたということです。私の方からの報告は以上になります。

(議長) はい。ただいま、事務局と野崎委員から説明をしていただきましたが、何かご質問ございますか？・・・よろしいでしょうか？

それでは、ないようですので、番号2について、〇〇〇〇さんは、農業の主たる従事者であったことを証明することに、ご異議ございませんか？

(全委員) 異議なし。

(議長) 異議がないようですので、証明することに決定いたします。続きまして、第5号議案、番号1、番号2については関連案件のため、一括で審議いたします。まずは事務局、説明願います。

(事務局次長) はい。議案書5ページ目をご覧ください。第5号議案、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画については、次のとおり決定する。令和4年9月26日提出。あきる野市農業委員会、会長、甲野富和。

(第5号議案・番号1 朗読)

以上でございます。

(議長) 続きまして、番号1、番号2について、担当の唐澤委員、説明願います。

(唐澤委員) はい。第5号議案、番号1、2の報告をさせていただきます。現地調査に9月20日、事務局と平野委員と私、4人で見てまいりました。案内図は15ページをお開きください。

(現地案内図 説明)

〇〇〇-〇の畑は信号よりの3分の1にトウモロコシ、サトイモ、ネギ、ダイコン、ハクサイ、菊などが作付けされていました。この3分の1は地主の□□さんが使っていて、残りの3分の2と1本道を挟んだ△△△-△は、すぐにでも作付けできるように耕耘されていました。ここを〇〇さんが借りるということことです。続きまして、16ページをお開きください。

(現地案内図 説明)

現地はきれいに耕耘されていて、すぐにでも作付けできるようになっておりました。特に問題はありませんでした。以上です。

(議長) はい。ただいま、事務局と唐澤委員から説明をしていただきましたが、何かご質問ございますか？

(笹本委員) こちら、新規になっていますけれども、もう使われていますよね？

(事務局) 元々、農地法3条で農業委員会で許可をしまして借りていた所なのですが、利用権の設定については今回初めてとなりますので、備考の所に新規と書かせていただいております。

(小川委員) 前回の3条で借りる時も、一部はまだ所有者の□□さんが使うということでしたが、今回もそういう条件で貸すということですか？

(事務局) はい。いずれは全部、〇〇さんに貸したいという意向はあるようです。

(唐澤委員) あの、□□さんはまだファーマーズセンターの会員ですよね？出荷もしているし、自分でまだ・・・高齢というのもあって、先を考えて、できなくなった場合に困るので、今から少しずつという考えでやっていると思うんですよね。

(小川委員) それと、前回の3条の使用貸借に関しては、廃止の議案は出なくていいのですか？

(事務局長) 前回は3条の使用貸借になりますので、その契約期間、こちらは3年間でしたが、その期間が過ぎますと、自動的に契約が切れますので・・・

(小川委員) では、ちょうど切れたタイミングということですね？

(事務局長) はい。ちょうど切れたところです。なので、ここで改めて利用集積で新規で借りると  
いうことです。

(小川委員) 分かりました。

(議長) 他にご質問ございますか?・・・よろしいでしょうか?

それでは、ないようですので、番号1, 番号2の農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規  
定による農用地利用集積計画について、決定することにご異議ございませんか?

(全委員) 異議なし。

(議長) 異議がないようですので、決定することにいたします。続きまして、第6号議案ですが、  
各案件の読み上げは一連で全て読み上げますので、その後それぞれの案件について個別に審議  
します。それでは事務局、説明願います。

(事務局次長) はい。議案書6ページ目をご覧ください。第6号議案、生産緑地指定申請に伴う農  
業委員会の意見について。生産緑地法施行規則第1条の規定に基づき、市が生産緑地地区に関  
する都市計画の案を作成するに当たり農業委員会へ下記農地の照会があった。このことについ  
ては、生産緑地法第2条第1号に規定する農地と認められるので、その旨回答する。令和4年  
9月26日提出。あきる野市農業委員会、会長、甲野富和。

(第6号議案・番号1 朗読)

(第6号議案・番号2 朗読)

(第6号議案・番号3 朗読)

(第6号議案・番号4 朗読)

(第6号議案・番号5 朗読)

(第6号議案・番号6 朗読)

続きまして、議案書7ページ目をご覧ください。

(第6号議案・番号7 朗読)

(第6号議案・番号8 朗読)

以上でございます。

(議長) これより、各番号順に進めていきたいと思っております。それでは番号1について、担当の堀江  
委員、説明願います。

(堀江職務代理) はい。20日の火曜日に野崎委員と事務局2名、計4名で現地を確認してまいり  
ました。地図の17ページをご覧ください。

(現地案内図 説明)

この〇〇〇-〇の畑のすぐ北側には道路付きに〇〇さんのご自宅がございまして、自宅続きの  
畑となっております。畑には南の端の方に梅の木が1本あるだけで、あとはきれいにトラクター  
で耕耘してあって、すぐに使える状態になっておりました。以上でございます。

(議長) はい。ただいま、堀江委員から説明をしていただきましたが、何かご質問ございますか?  
・・・よろしいでしょうか?

それでは、ないようですので、番号1について、生産緑地法第2条第1号に規定する農地であ  
る旨、回答することにご異議ございませんか?

(全委員) 異議なし。

(議長) 異議がないようですので、その旨回答することにいたします。続いて、番号2について、担当の野崎委員、説明願います。

(野崎委員) はい。それでは番号2の現地についてご説明いたします。ただ今堀江職務代理から説明がありました通り、9月20日に堀江職務代理と事務局と私で現地調査を行いました。地図は18ページになります。

(現地案内図 説明)

当該地〇〇〇〇-〇の畑には夏野菜のナス、オクラ、ミニトマトが作られている他、ネギ、サツマ、サトイモ等が全面的に植え付けられており、農地であることを確認いたしました。また、この畑の西側は所有者は同じで、すでに生産緑地の指定を受けているということです。私の報告は以上です。よろしく願います。

(議長) はい。ただいま、野崎委員から説明をしていただきましたが、何かご質問ございますか？  
・・・よろしいでしょうか？

それでは、ないようですので、番号2について、生産緑地法第2条第1号に規定する農地である旨、回答することにご異議ございませんか？

(全委員) 異議なし。

(議長) 異議がないようですので、その旨回答することにいたします。続いて、番号3,番号4については関連案件のため、一括で審議いたします。それでは担当の栗原委員、説明願います。

(栗原委員) はい。9月20日に宮崎委員と事務局2名とで現地を確認してまいりました。地図は19ページをお願いいたします。

(現地案内図 説明)

〇〇-〇の畑の少し下に〇〇さんのご自宅もございます。まず△△の方ですが、こちらは左側の方にサトイモとかネギが植え付けてありました。それ以外の場所につきましては、〇〇-〇も含めまして、おそらく少し前に耕耘をしたのではないかなという形で、今、表面にうっすらと小さい草が生え始めてきているような状態ではあったのですが、あの程度でしたらすぐにまた次の作付けに移れると思います。この2筆だけだと袋小路の状態になっているのですが、△△の左上の方の畑も〇〇さんの畑になっておりまして、その上にある道路と接道している形になります。農地としてしっかり管理されていると思いますので、問題はないと思いますが、ご審議の程よろしく願います。

(議長) はい。ただいま、栗原委員から説明をしていただきましたが、何かご質問ございますか？  
・・・よろしいでしょうか？

それでは、ないようですので、番号3,番号4について、生産緑地法第2条第1号に規定する農地である旨、回答することにご異議ございませんか？

(全委員) 異議なし。

(議長) 異議がないようですので、その旨回答することにいたします。続いて、番号5について、担当の栗原委員、説明願います。

(栗原委員) はい。同じく20日に宮崎委員、事務局2名とともに現地を確認してまいりました。地図は20ページになります。

(現地案内図 説明)

この〇〇〇-〇の畑のすぐ隣が申請者、〇〇さんの自宅になりますので、自宅と地続きと言うか、ほとんど裏庭のような形でした。現状は畑の下側の方にキウイの棚がありまして、そのキウイの棚に沿ってサトイモやネギ、夏野菜のナス、あとはこの畑を囲むような感じで果樹、柑橘などの木が植えられてありました。ひとつ現地で問題になったのが、芝桜が一部群生しているようになっておりまして、申請者の方が在宅しておりましたので伺ったところ、芝桜については観賞用のような形でしたので、このままだと生産緑地としては難しいのかなということを、ご本人にもその場でお話させていただきました。後日、移設しましたという連絡が事務局に入りましたので、今日ここに来る前に私もちょっと現地に寄って確認させていただいたところ、端の方にはまだ少し残っているような状態ではあったのですが、中央に近い農地として主に使うような部分につきましては、掘り返して別の場所に移設したような形になっておりましたので、現状それ以外の場所は農地として管理されておりますので、問題ないかとは思いますが、あと面積要件がここだけだと小さいので、近隣の農地との一団の関係になるのですが、そちらにつきましては事務局の方から説明をお願いします。

(事務局) はい。補足になるのですが、都市計画課に問い合わせをしましたところ、隣接する街区に生産緑地がある場合は一団として判断することができる、という回答をいただきました。こちらの〇〇〇-〇の畑の北側が隣接する街区となりまして、そちらに生産緑地が存在しますので、こちらは一団として判断ができるとの回答をいただいております。補足説明は以上となります。

(議長) はい。ただいま、事務局と栗原委員から説明をしていただきましたが、何かご質問ございますか？・・・よろしいでしょうか？

それでは、ないようですので、番号5について、生産緑地法第2条第1号に規定する農地である旨、回答することにご異議ございませんか？

(全委員) 異議なし。

(議長) 異議がないようですので、その旨回答することにいたします。続いて、番号6について、担当の平野委員、説明願います。

(平野委員) はい。それでは説明いたします。20日に唐澤委員と事務局2人、計4人で現地調査に行っておりまして、21ページの地図をご覧ください。

#### (現地案内図 説明)

全部で7筆ありますが、全て梅が植わっておりまして、計50本近く植わっているのですが、現状としましては下草も刈ってなくて、2,3年は剪定もしていないような、手が入っていないような状態でした。これをそのまま農地としていいのかというようなことから、いろいろ事務局にも相談した経緯がございまして、その結果は事務局からお願いします。

(事務局) はい。こちら都市計画課と相談させていただいたのですが、現状梅の木の剪定に関しても行き届いてないというところで、現地調査の当日中に〇〇〇さんに問い合わせをしたところ、できる限り早く剪定と下草の除去を行うと回答をいただきまして、できれば今日までの間にとお願いをしていたところなのですが、天候の関係もありまして、3分の1程度剪定が終わったところで時間が来てしまったというか、そういうような状況でございます。それで、こちらに関しましては生産緑地の指定ということで、都市計画課からの照会が来ている案件になります

- ので、10月の初週辺りに担当の委員と会長と事務局の方で再度現地を確認し、きれいになり次第、都市計画課の方に返答をさせていただきたいと考えております。補足は以上になります。
- (議長) 何かご質問ございますか？・・・今、事務局から提案なのですが、都市計画課への回答の期限が来月の中頃までありまして、これに間に合わないと生産緑地の指定は1年後になってしまうのですが、それまでに本当にきれいに手入れをして、担当委員と私達で見に行きまして、農地として管理できていると判断できましたら、許可を出してもいいですか？という提案なんですけれども、いかがでしょうか？
- (嶋崎委員) あの、今の剪定の話なのですが、梅とか栗とか落葉樹の場合にね、やはり、休眠期に剪定するのが常套なんですね。広葉樹、常緑樹については芽が吹いてからやるんですけど、今の場合にね、ひどいと言っても、今切れば休眠期になってから木がダメになる。下草だけ刈っついて来年の芽吹き前に、1月、2月に完了させればいいような、私はそんな気がするんですよ。
- (議長) まあ、確かに、12月とか1月、2月辺りにやらないと、木のためには良くないですよ。
- (嶋崎委員) それと、ほんとに今まで放っておいたものが一時的にやって、あと続くのかという、そのことの方も心配です。
- (平野委員) 自分の考えとしては、きちんと農地として管理している人が、しっかり申請が通るという風にした方がいいと思うので、それで今の現状で通してくれ、という方がおかしいのかなと思います。普段からきちんとやっている人もいる訳だから。これで申請しますと提出されて、はい、いいですよ、という訳にもね・・・。
- (議長) 今回、生産緑地の申請がたくさん出ていますけど、何か理由はあるのですか？
- (事務局) 1年間分をまとめて、都市計画審議会が12月にあるので、この時期、9月にこちらに案件が上がってきます。
- (議長) 確かにご意見通り、農業委員会で公正公平に判断しないとイケないと思うんですよ。それで、ここでやってくれるだろうと見越して許可して、万が一そのまま放ったらかしになってもちよっと困りますからね。
- (嶋崎委員) でも、梅を出荷しているの、あんまり見たことないですね。収穫もしてないのではないですか？
- (橋本委員) できれば梅なんかは出荷してくれればいいんですけどね。剪定したからと言って来年出荷するかと言ったら、出さないでしょうね。
- (田中克博委員) やっぱ、あの、自分のことにも将来当てはまると思うのですが、やっぱり本業のトマトは結構ハウスの前とか通るとビニールが破れっぱなしだとか、トマトもまだ片付いてなかったりとかなので、ちょっとやっぱり以前のように手が回ってなくて、かなり大変な思いをしているんじゃないかなとは思っています。
- (議長) 一個人として、一農家として手が回らないというのは十分分かります。手が1人しかいないからなかなか、というのはあると思うんですけど、そうだからと言って、今回新しく申請する畑で、新たに認める所があればいいのか？と言うご意見も確かにあると思うんですよ。
- (笹本委員) 一応、今回はとにかく新規ということで、今まで通してきた案件とは状況が違うので、少し厳しめでもいいのかなとは思っています。今回はこれから意欲的にやりますという宣言をしているのに、あの状況ということは、ちょっと厳しいのかなという判定でもしょうがないのかなと。

(議長) そうですね・・・。申請するなら少し手を入れてから、お願いしますと来るのが順番ですよ。先ほどもありましたように、剪定で切るのも時期的にまずいというのもあるでしょうし。

(橋本委員) 梅で、皆さん言うように時期もあるでしょうけど、これは植えてから本当に手が入っていないんじゃないかと思います。それで出荷もファーマーズセンターに見られないのであれば、ある部分いつ切ろうが同じだと思うんですよ。だから、ある程度は形をしっかり整えてスタートさせないと、あのまま継続してしまうんじゃないかと。手が回らないのでしょうか、そういう風に始めた方が、きれいにしようが何しようが、片付けなきゃいけないとなれば、ある程度剪定をして、それなりのものを見せてもらって、それで会長や事務局でもう一回見に行っただけで、それから。だから待ってもらうような形でいかがでしょうか？

(議長) 農業委員会の全体の判断として下すのは少し難しい案件ですよ。様々な意見が出ていますので。ご本人にもう一度働きかけてもらって、橋本委員がおっしゃるように、我々でまた見に行っただけで、その時点の判断で、まだ管理が不十分ということでしたら、取り下げをしてもらうとか・・・。

(嶋崎委員) 先ほどの第1号議案の案件でも、2人で来てかなり厳しく皆さん言ってる訳だから、やっぱりそれなりにやる必要があるんじゃないですか？

(議長) はい。それでは、先ほどご意見がありましたように、来月10日前ぐらいまでに見に行っただけで、きれいになっていけばそのまま都市計画に渡して、これではまだ不十分ということであれば取り下げをもらうことはいかがでしょうか？

(全委員) 異議なし。

(議長) では、そのようにさせていただきますので、よろしく願いいたします。では、この案件はこの場では保留ということで、よろしく願いいたします。

(嶋崎委員) もし不十分でしたら、また来年出してもらおうように。

(議長) そうですね。また来年出し直していただきます。

(事務局) 一応結果については、来月の総会でご報告させていただきます。

(笹本委員) その判定は誰がするのですか？

(小川委員) 会長でいいのではないですか？

(議長) はい。あと、申し訳ないのですが、担当委員と事務局もいきます。できるだけ皆さんにご納得いただけるように、判断を下したいと思います。では、この案件は保留させていただきます。それでは番号7について、担当の栗原委員、説明願います。

(栗原委員) はい。20日に同じく宮崎委員と事務局2名とともに現地を確認してまいりました。地図は22ページをお願いいたします。

#### (現地案内図 説明)

〇〇〇の畑のすぐ右手が〇〇さんのご自宅になります。〇〇〇の方は元々豚舎が建っていたということで、現地調査の時にはその豚舎が跡形もなくきれいに撤去されておりまして、今は更地になっている状態でした。ただ石などがかなりある場所で、このまま野菜とかはかなり厳しいのかなとは思いましたが、ここには一応梅を中心に果樹を植える予定であるということをお伺いしております。それで△△△と〇〇〇は厳密にきれいに切れている訳ではないのですが、この2つの筆のちょうど中間の辺りに小さいビニールハウスが1棟建っております。



辺に梅の木があって、△△△に関しては、左手の方には夏野菜でナス、シシトウ、トマト、インゲンなどが植わっておりました。真ん中辺にはネギの柵などがありまして、問題は右手の方で、ご本人がいらっしゃったのでお話を伺ったのですが、素焼きの鉢を使って普段育苗をされているらしいのですが、素焼きの鉢が結構な数、置いてあったりして、農具の置き場所みたいな感じになっていました。ご本人にはお話はさせていただき、もう少し整理していただいて、せめて農具の置き場所という形で一面にまとめて置いていただくように、お話をさせていただきました。△△△の東側のほんの一面の部分だけではあるのですが、その部分も石間でなかなか農地として使うのは難しいかなというような場所ではあったのですが、ご本人が耕作していくとお話されていました。以上です。よろしく願いいたします。

(議長) はい。ただいま、栗原委員より説明をしていただきましたが、何かご質問ございますか？  
・・・よろしいでしょうか？

それでは、ないようですので、番号7について、生産緑地法第2条第1号に規定する農地である旨、回答することにご異議ございませんか？

(全委員) 異議なし。

(議長) 異議がないようですので、その旨回答することにいたします。続きまして、番号8について、担当の本郷委員、説明願います。

(本郷委員) はい。場所につきましては、24ページの仮換地図をお開きください。この土地につきましては、武蔵引田駅北口土地区画整理事業地内にあります。

#### (現地案内図 説明)

新しく指定された土地が画地番号○と△△になります。○には手入れがされた植木が植えられております。△△につきましては、主に冬野菜のダイコン、ハクサイ、ブロッコリーがきれいに作られておりました。なお、画地番号□□につきましては、南側部分の通路となっております。以上です。

(議長) はい。ただいま、本郷委員から説明をしていただきましたが、何かご質問ございますか？

(笹本委員) ○番の方、手入れをされた植木とおっしゃっていましたが、これは植木を生産しているということになるのですか？

(議長) あの、植木屋さんだったのですが、それが移転になって、お店の前に植わっていた売り物の植木を移転してきた。

(笹本委員) 植木生産ということですか？

(議長) そうです。

(笹本委員) では、問題ないですね。ありがとうございます。

(議長) 他にご質問ございますか？・・・よろしいでしょうか？

それでは、ないようですので、番号8について、生産緑地法第2条第1号に規定する農地である旨、回答することにご異議ございませんか？

(全委員) 異議なし。

(議長) 異議がないようですので、その旨回答することにいたします。続きまして、第7号議案について、事務局、説明願います。

(事務局次長) はい。それでは議案書8ページ目をご覧ください。第7号議案、生産緑地変更申請

に伴う農業委員会の意見について。生産緑地法施行規則第1条の規定に基づき、市が生産緑地地区に関する都市計画の案を作成するに当たり農業委員会へ下記農地の照会があった。このことについては、生産緑地法第2条第1号に規定する農地と認められるので、その旨回答する。令和4年9月26日提出。あきる野市農業委員会、会長、甲野富和。

(第7号議案・番号1 朗読)

(第7号議案・番号2 朗読)

以上になります。

(議長) この件については案内図がありませんが、事務局から簡単に説明をお願いします。

(事務局) それでは、こちらの議案についてご説明させていただきます。こちらは武蔵引田駅の区画整理地内の生産緑地の指定ということなのですが、これまで従前の土地で生産緑地の指定をしていた所で、このたび換地先と面積が決定しましたので、新たに生産緑地として指定、維持していくということで、上がってきた案件でございます。現地につきましては、まだ工事中で入れないということで、現地調査等は行ってはおりません。第6号議案、番号8との違いなのですが、こちらと同じように引田の区画整理地内ではあるのですが、こちらについては場所が決まった後に新たに生産緑地を指定するものになっておりまして、第7号議案については、換地先の場所が決まって、そのことによる再指定になりますので、まだこちらの方は所有者が使える状態にはなっていません。説明は以上になります。

(議長) 何かご質問ございますか？

(田中克博委員) すみません。その場所については、以前配られた地図で西の方の、今、倉庫を建てている南側ですか？

(事務局) はい。その南側の一部の農地エリアの部分です。

(田中克博委員) そのどこかに来る、という感じになるのですか？

(事務局) はい、そうです。

(田中克博委員) それで、さっきの第6号議案、番号8の方は、住宅のエリアの中に生産緑地を指定するのですか？

(事務局) 仮換地した所で、元々生産緑地に指定されていなかったもので、そのエリアではない所に新たに生産緑地を指定するということです。

(田中克博委員) あ、分かりました。この第7号議案のようなケースは、これからまた同じように出てくるのですか？

(事務局) 仮換地で毎年、5年間かけて順番にきていますので、今年変わる所はこれだけで、来年また切り替わる所が出てくるということです。

(議長) そうです。あの広い範囲を5年に分けて順番にやっていますので、それで引っかかった所が出てくるという感じです。だから、まだ後3,4年はある。

(事務局) 続くと思います。

(議長) ないとは言えない。他にご質問ございますか？・・・よろしいでしょうか？

それでは、ないようですので、番号1,番号2について、生産緑地法第2条第1号に規定する農地である旨、回答することにご異議ございませんか？

(全委員) 異議なし。

(議長) 異議がないようですので、その旨回答することにいたします。続きまして、報告事項に移ります。専決の報告について、事務局より報告願います。

(事務局) はい。それでは、お手元の令和4年あきる野市農業委員会9月総会専決処理報告書をご覧ください。では読み上げます。

**(専決報告 朗読)**

以上でございます。

(議長) はい。以上で本総会に提出されました議案と報告については、滞りなく終了いたしました。

なお、次回の総会ですが、10月25日、火曜日、午後1時30分より、あきる野市役所本庁舎5階、503会議室で行う予定です。よろしく願いいたします。

以上をもちまして、農業委員会総会を閉会させていただきます。

閉会 午後3時40分